

# NEWS RELEASE

No. 23-9

2023年8月21日

**(公財)損害保険事業総合研究所**

## 8月25日発刊「損害保険研究」第85巻第2号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第85巻第2号を8月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

今号には、イギリスの洪水再保険制度 Flood Reについて、防災減災を図るレジリエンスの機能と、災害発生後のリスクファイナンスの機能の両面から、コスト負担を軸として官民連携スキームを考察する論文、企業のサイバーセキュリティ投資について検討する論稿、普通火災保険約款の不実申告免責条項についてその沿革をたどり改善を提案する論稿を掲載しています。

また、全国学生保険学ゼミナール(RIS)の優秀論文として表彰された大学生の論稿を掲載しています。情報セキュリティのリスク認知の歪みに注目し、実験を通じて歪みを修正することで意識が向上することを明らかにしたうえで、サイバー保険の加入率を高めるための提言も行っている興味深いものです。

今号に収録されている論稿の概要は、以下のとおりです。いずれも、研究者・実務家の双方に有益な示唆を含んでいると考えられます。

なお、損保総研は、本年11月24日に創立90周年を迎えます。これを記念して、11月に発行する第85巻第3号と2月に発行する第85巻第4号には、保険学界を代表する研究者の論稿を多数掲載いたしますので、どうぞご期待ください。

<研究論文>

イギリスにおける洪水保険システムの進化— 官民パートナーシップの観点から —

早稲田大学商学大学院助手 邵 傑氏

早稲田大学商学大学院教授 中出 哲氏

大規模な自然災害が世界的に頻発し、損害保険の役割はますます重要となる一方、民間の力だけでは限界があり、多くの国で保険における官民連携(PPP)が進められている。風水災に対しては、わが国では損害保険と共済で対応しているが、将来、何らかの形のPPPが必要となる可能性はないか。

イギリスでは、度重なる大洪水が生じ、保険に入れない人や保険料が高くなりすぎる人が多く生じた。自由な市場取引を守りたい保険業界と消費者が保険を利用できるようにしたいが財政負担はしたくない政府との間で半世紀を超える協議がなされ、その結果、2014年に誕生したのが洪水再保険(Flood Re)である。この制度は、保険者の自由な行動は維持しつつも、市場に一定の影響力を与えるために、再保険という仕組みを利用するもので、世界的にもユニークなPPPである。

本稿は、洪水再保険の創設に至る経過を詳しく追いながら、この制度が関係当事者の交渉上の妥協点でありつつ、様々な価値の均衡点としての合理性も有していることを示す。

<研究ノート>

#### サイバー攻撃が損害保険業に及ぼす影響と対策— サイバーセキュリティ投資資産化の方法と効果 —

学習院大学名誉教授 辰巳憲一氏

急増しているサイバー攻撃に対抗するために行われる企業のサイバーセキュリティ投資について、その資産化の意義を議論し、資産化の方法を提案する。資産の可視化が企業のパフォーマンス指標に及ぼす影響も考察し、可視化された資産の公開が損害保険業に及ぼす影響と対策を議論する。

損害保険業においては、サイバー保険はそれ自体の商品開発・販売と基幹部門である自動車保険との係わりの2点が重要になることが注目される。そして、サイバー保険が自動車保険や製造物責任(PL)保険などその他の損害保険商品とどのような関連を持つかが研究テーマの1つになる。

また、サイバーセキュリティ投資は非財務情報の1つであり、非財務情報開示の視点から大きな影響を及ぼす証券市場への効果についても言及する。

<研究ノート>

#### 約款自治の領分とその限界— 不実申告免責条項に関する覚書 —

元・損害保険料率算出機構勤務 堀川泰彦氏

本稿の主題は、歴史的観点から、我が国、普通火災保険約款の系譜を辿り、普通火災保険約款において不実申告にいかなる約款上の対処が図られてきたのか、また、それにいかなる理論的説明が与えられてきたのかを概観・考察することである。

そして、沿革的考察の結論として、「被保険者失権」条項が「保険者免責」条項に置き換わる過程において、約款条項と失権法理との理論的連続性が失われてしまったことを明らかにし、重大事由解除と失権法理との理論的関連・異同についての検討が必要であることを主張する。

最後に、不実申告免責の問題が、そもそも約款自治の及ぶ領分の問題であるのか否かについて若干の考察を行った上で、私見として、約款自治の及ぶ領分の問題として今後の約款改善の検討の余地があることを論ずる。

<寄稿(RIS2022 優秀論文)>

#### それってあなたの思い込みですよ？リスク認知を用いた情報セキュリティ対策

明治大学 藤井陽一朗ゼミナール

(深尾優理氏 長岡栄吉氏 今津柁紀氏 宇津野早智子氏 片山倫大朗氏)

コロナ禍でインターネットがさらに普及するのに伴い企業も職場出勤から在宅勤務に移行している。それに伴い、国内に向けられたサイバー攻撃件数も急増していることから、情報セキュリティインシデントへの対策の必要性が増している。本研究ではランダム比較化試験(RCT)により、情報セキュリティインシデントへの対策としてリスク認知に関する介入が有効であることを明らかにし、社員教育・社員還元を取り入れた新しいサイバー保険を提言する。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

**火災保険契約約款にいう「不測かつ突発的な事故」の意義**

名古屋高裁令和2年11月11日判決

令和2年(ツ)28号保険金請求上告事件 判時2496号21頁

早稲田大学商学大学院教授 中村信男氏

**加害車両の任意保険会社から損害賠償金を受領したことにより、政府保障事業に対する請求権が消滅したと判断された事例**

神戸地裁令和3年2月12日判決

令和2年(ワ)16号保障金請求事件 交通民集54巻1号255頁・自保ジャーナル2096号101頁

損害保険料率算出機構勤務 植草桂子氏

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』新規購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/publications/magazine.html>